

1. 件 名：女川原子力発電所及び東通原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請（組織変更）に関する事業者ヒアリング
2. 日 時：令和3年3月26日 11時00分～11時40分
3. 場 所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

原子力規制部審査グループ 実用炉審査部門  
止野上席安全審査官、塚部管理官補佐、土居安全審査専門職

東北電力株式会社：

原子力本部 原子力部 副長、他2名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- (1) 組織整備に伴う女川原子力発電所／東通原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請について

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	それでは女川原子力発電所と東通原子力発電所の原子炉施設保安規定変更認可申請に係る事業者ヒアリングをこれから始めたいと思います。まずは資料のほうの確認の方をお願いいたします。
0:00:22	はい東北電力のトガシですね資料といたしまして東北の説明資料 1 回 1 として、組織整備に伴う女川原子力発電所東通原子力発電所、
0:00:38	原子炉施設保安規定変更認可申請、
0:00:43	についてということで資料 1 を提出しております。
0:00:53	はい。資料のほうですねはいこちらのほうもいただいておりますのでそれでは資料の内容のほうの説明をお願いいたします。
0:01:04	はい東北電力の統合するSA資料 2 について説明いたします。
0:01:10	はい、まずは 1 ページ目右上のページ番号 1 ページ目をご覧ください。
0:01:17	はい。前回いただいた指摘事項を記載しております。本日は
0:01:24	資料の記載を拡充したところを御説明いたします。よろしくをお願いいたします。
0:01:33	IAEA2 ページ目をご覧ください。
0:01:36	組織整備の概要について御説明いたします。
0:01:41	IHI、新規性基準対応で導入する設備等の運用に向けた人材育成の強化並びに女川及び東通原子力発電所の業務運営体制の見直しを図るため、
0:01:57	2021 年 7 月に組織整備を行う予定です。それに伴いまして、女川及び東通原子力発電所原子炉施設保安規定を変更いたします。
0:02:11	はい、主な変更点といたしまして下記の通り記載をしております。
0:02:21	はい。3 ページ目をご覧ください。変更概要を一番として変更理由一方、記載しております。
0:02:35	本店組織における原子力技術訓練センター所長を原子力人材育成課長に名称変更するということで、新規性基準対応の時投入する設備等の運用及び
0:02:51	今後の発電所運用を担う人材育成の観点から名称変更するものです。
0:02:58	はい。
0:03:02	はい、続いて 4 ページ目をご覧ください。
0:03:07	変更概要②-1 として組織変更と名称変更はわかるように記載しております。
0:03:16	サイバーセキュリティや核物質防護に係る
0:03:20	業務の専門性及び技術的知見へのより適切な対応の観点から警備課長を総務部から原子炉施設の保安管理及び緊急時の措置を統括している技術統括部へ組織変更を組織変更を行います。
0:03:41	あわせて警備課長を核物質防護課長に名称変更いたします。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:53	はい資料の 5 ページ目になりますが 5 ページ目は保安規定の第 5 条等に 150 秒。
0:04:03	について、変更前と変更後の条文をわかりやすく記載しております。
0:04:11	記載の中身には変更ありません。
0:04:16	IAEA続いて 6 ページ目をご覧ください。
0:04:20	変更概要②について説明いたします。
0:04:26	燃料の運搬に関わる一連の業務を一つの組織が一貫して行うことができるよう、
0:04:33	輸送固体廃棄物管理課長の職務における燃料の運搬に関する業務を原子燃料課長に移管してます。
0:04:43	保安規定の第 5 章、燃料管理には燃料の運搬、貯蔵検査までを一連の業務が規制、規定されており、燃料の管理には燃料の運搬が含まれることから、原子燃料の課長の職務についての記載は記載の変更ありません。
0:05:09	はい、7 ページ目をご覧ください。
0:05:13	健康害を①-3。
0:05:15	別な記載の適正化として、
0:05:19	廃止措置段階における発電課長の職務から
0:05:23	燃料取扱に関する当直業務を削除いたします燃料取扱に関する当直業務について、
0:05:32	運転段階では、原子炉と使用済み燃料プール間の燃料移動を第 85 条で明記しております。
0:05:41	廃止措置段階においては、第 216 条にて原子炉内の燃料装荷を行うはないということを規定しておりますが、
0:05:52	運転管理業務として燃料取扱時に使用済み燃料プール周りの
0:05:59	全般の監視を行うことから、
0:06:01	発電課長の職務として記載してました。
0:06:06	その後、第 212 条の 2 が追加されて、運転管理業務全般に関して明確化されたことから、職務自体は変わりはありませんが、発電課長の職務として記載する必要がなくなりましたので、
0:06:22	適正化するものです。
0:06:29	はい続いて 8 ページ目をご覧ください。
0:06:35	変更理由ですが、こちら東通原子力発電所になります。
0:06:40	サイバーセキュリティや核物質防護に係る業務の専門性及び技術的知見へのより適切な対応の観点から、女川と同様に名称変更するものです。
0:06:56	はい。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:57	9 ページ目については記載の変更がございません。
0:07:05	はい以上で記載の拡充をしたところの説明を終了いたします。
0:07:13	はい。御説明ありがとうございました。それでは何点か確認したい事項がございますのでまず、規制庁のドイからの質問させていただきます。資料の 2 ページ右上の 2 ページなんですけれども、
0:07:30	組織整備の概要ということで、新規性基準対応で導入する設備等の運用に向けた人材育成の強化っていうのがあるんですけれども、この導入する設備等っていうのは具体的にどういうものが該当するんでしょうかいくつか
0:07:47	こういうデータの中で挙げていただければと思うんですけれどもよろしくお願ひします。
0:07:57	はい、東北電力のトガシです。
0:08:00	設備の導入ということになっております。
0:08:11	はい。ありがとうございました。
0:08:15	それとですね続きが、
0:08:24	6 ページのところなんですけれども、
0:08:28	変更概要 2 の②ですね。
0:08:32	このところで二つ目の矢羽のところ保安規定の 5 章燃料管理には燃料の運搬貯蔵検査などの一連の業務が規定されており、
0:08:43	燃料の管理には燃料の運搬が含まれるって書いてあるんですけれども、この定義からいくと、変更前のところは燃料の運搬っていうのは輸送固体廃棄物管理課長と原子燃料課長両方が、
0:08:58	所掌してたものを
0:09:03	どういうふうに読めるんですけれども総合考えると、
0:09:10	これは一貫するんじゃなくて両方に含まれちゃってたから原子燃料課長の方に適正化するっていうようなふうに読めちゃうんですけれどもその辺って、
0:09:24	どのような考え方なのかちょっともう一度御説明いただければと思います。
0:09:46	はい、東北電力の言っているらしいです。
0:09:50	燃料の運搬の条文ですけれども、例えばですね、地方地面の運搬に例にちよつと御説明いたしますと、応答
0:10:05	新年度、使用済燃料を
0:10:09	輸送容器から使用済み燃料を取り出す際これ何燃料交換機を用いた作業になるんですけれども。
0:10:16	輸送容器から出したり、或いは輸送容器に収納するところ、ここは原子燃料課長がこれまでも行っており、これからも行うところになります。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:29	輸送容器に収納した使用済み燃料を収納は終わって、じゃあこれからへ運搬しますよという断面になっていうそう答え管理課長が主体と、これまではなっておりますしてそこで。
0:10:43	原子燃料課長から輸送答え燃料から移送答え廃棄物管理課長のほうにボタンタッチされるというのが今これまでののですが、その輸送答え管理課長にボタンタッチするところをここも以降も一貫して原子燃料課長が行うと。
0:11:01	ということですので、従来のところの原子燃料課長の燃料の管理というところには運搬の一部は入ってはいるんですけども、何でしょう、実際のその輸送容器を運搬する行為っていうのは、輸送答え廃棄物管理課長はこれまで、
0:11:19	やっていたものを原子燃料課長に移管しますので、我々としてはそのところ原子燃料課長に移管するということで今回変更申請させていただいたものです。説明以上です。
0:11:33	時長のドイですけれども大体実態のほうは今はよう聞いとかなしでわかったんですけれども、
0:11:42	そうすると
0:11:49	これまでそうした総数で変更前は
0:11:53	燃料の運搬って書いてあるんですけども、それぞれ郵送固体廃棄物管理課長と原子燃料課長にワークが分担してたようなところを一元化するっていうような理解でよろしいんでしょうか。
0:12:15	はい。
0:12:16	はい、東北電力のイガラシです。今ドイさんがおっしゃった通りの理解です。以上です。
0:12:22	はい。規制庁鈍いで仕切るのそれであれば二つ目の矢羽のところは多分その辺が詳しく詳細書いていただかないと多分私が今コメントしたような誤解が生じるんじゃないかと思しますので、そのところの記載の適正化をお願いいたします。
0:12:46	はい。
0:12:48	はい。
0:12:54	東北電力のトガシです。それと変更理由に記載しております。と燃料の運搬に関わる一連の業務を一つの組織が一貫して行うことができるように記載させていただいてるのですが、
0:13:11	こちらの記載の、ちょっと足りないということでよろしいでしょうか。
0:13:45	平成規制庁の場合ですけれども、
0:13:51	そうですねその辺のところは
0:13:54	それで検討していただいて必要であれば、充実させてください。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:02	はい東北電力のトガシです晶出いたしました。
0:14:11	それとですねって、三つ目が7ページのところでこれはちょっと前回聞いたか もしれないんですけども、
0:14:24	変更概要2-3のところですね、
0:14:29	変更内容の条文のところの括弧書きの郵送固体廃棄物管理課長及び原子燃 料課長所管業務除くと。
0:14:38	というようなこの括弧がですねと前回の説明だと燃料取扱にしかかかっていな い。
0:14:45	というような御説明だったんですけども、
0:14:48	これ非常分譲どちらとも読めるような感じ持ちますけれども
0:14:57	前段のほうですね、原子炉の運転のほうにかかっていたとしても、このような 変更で問題ないというような
0:15:06	ことでよろしかったでしょうか。これちょっと家再度確認です。
0:15:14	はい。
0:15:15	はい。東北電力トガシでございます。運転の廃止措置量ともに原子炉施設の 運転というものは発電課長の職務でありますので問題ありません。
0:15:30	以上です。
0:15:31	はい。ありがとうございます。私からは以上です。
0:15:54	すみません、規制庁の止野です。ちょっと1点だけ
0:15:59	細かい話なんですけど。
0:16:01	パワーポイントの6ページ目の輸送答え廃棄物管理課長から燃料の運搬業 務をねん原子燃料課長に移管をするという御説明がありました。
0:16:17	変更後の変更についての輸送固体廃棄物管理課長というのは、放射性廃棄 物答えの管理に関する業務を行うという業務しか残っていないように見えて
0:16:31	関係課長の名称として輸送中突合残る理由っていうのは、
0:16:36	何かその輸送に係る業務課、
0:16:40	この固体廃棄物管理の中に含まれるからということなんでしょうか。
0:16:51	はい。
0:16:52	IAEA等、東北電力のトガシのペースでその通りでございます。
0:17:02	わかりましたなんか管理の中に運搬が含まれるっていう、次の説明を見ると、
0:17:07	あえて輸送中ぼつ残す理由がいまいち、しっくりこないと思ってたんですけれ ども、それは、
0:17:16	なんだろう。相手残した方が業務としての名称として適切だとそういうことで すね。
0:17:28	預IAEA東北電力のトガシでございます。輸送答え管理。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:35	廃棄物ISO答え廃棄物管理課長の職務にNNWの輸送の業務が残りますので、そちらの業務について記載となっております。以上です。
0:17:51	はい、規制庁の止野です。NNWの輸送ということをより明確に示すためにあえてこの輸送中ボツという名称は残っているということだと理解をしました。はい。私から以上です。
0:18:09	規制庁のドイですけれどもちょっと今のに関連して気になるところがあるんですけれども、
0:18:17	燃料の管理とか廃棄物の管理の中の管理という言葉の中に運搬が含まれるってような御説明をされていけば条文のほうは、
0:18:31	ここ運搬という言葉がなくなって全部管理というような言葉で今のNULLレベルのことについても多分廃棄物の管理の中に含まれてるんじゃないかと思うんですけれども、条文の中では運搬ってというのがその管理の中に含まれているところで、
0:18:48	あえて課長の名前とか職務の名称だけその輸送定数でPa言葉が残っているところが何かそう。
0:18:58	言葉の定義とかにちょっとそこがあるような要は郵送ってというのはこの答え物は、
0:19:04	固体廃棄物管理の管理の中に含まれるから要らないんじゃないかなとも思うんですけれどもその辺はいかがでしょうか、御説明をお願いします。
0:19:24	すみません少々お待ちください。
0:21:00	はい。当東北電力のイガラシですお待たせして申し訳ございません。確かにドイさんのおっしゃると通り、放射性固体廃棄物の管理という中の中に郵送も入ってますし、ちょっと廃棄物の貯蔵とか、
0:21:18	入っていると確かに燃料と同じなのでその点はおっしゃる通りだとも思うんですけれども、
0:21:25	我々としては、輸送固体廃棄物管理課長の名称は、先ほど申し上げたようにも、
0:21:32	輸送行為もあるよというところで、特段変更はせず、行きたいなと思っておりません。
0:21:39	少し補足しますと、本規程の第5章っていうのはこの資料6ページにも書いてございますように、燃料管理と燃料の管理全般を第5章と定めているので、
0:21:53	燃料の管理という職務に対して、
0:21:57	その課長さんがやるかなというところで原子燃料課長と従前の名称をそのまま使っておりますし、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:03	これと比較所得に第 6 章というのは、放射性廃棄物管理ということで固体廃棄物だけじゃなくて、
0:22:13	影響を放射線管理課長などが主に管理してるんですけども、液体廃棄物とか気体廃棄物とか、本店 6 章はほぼ廃棄物全般に書いているところでもありましたので、
0:22:26	そういったちょっと御省と 6 章の立て付けの違いとかもありますのでそう答え廃棄物管理課長のところは固体廃棄物の輸送から管理とかをやるよっていうところも明確化す明確化した状態を残しておくという意味で、
0:22:45	名称はこのままでいきたいなと考えておりました。以上です。
0:22:54	規制庁のトイレですけれどもわかりましたも課長の名称のところは残しているというのも、はい。そこは名称の話なのであれなんですけれども、アットアークスをですねすいませんちょっとこのページを今見ていて、
0:23:13	全体的にその管理の中に運搬も含まれるので運搬という言葉が管理に含めるような
0:23:21	方向に行っているのかと思うんですけどもその下の 5 章の燃料管理のところ 80 錠とか 81 条とかですか。この辺はタイトル自体に燃料の運搬とかっていうのが残って残っているというかあるんですけども、
0:23:35	この辺っていうのは、管理の中に含まれる個々だけ特出ししている何か理由っていうのがあったりするんでしょうか。
0:23:55	ダイエー東北電力のイガラシです。
0:23:59	少しだけフォローしてと回答と重複いたしますが、保安規定第 5 章として燃料管理を定めていて、
0:24:08	燃料管理、発電所に燃料が入るところ新燃料が入るところから使用済み燃料として出すところまでの
0:24:17	一連の作業を明確化する意味で 80 錠とか 86 条の 2 っていうところで運搬とある取得出ししております。
0:24:29	第 6 章のほうは、廃棄物全般の管理ということで、他の廃棄物管理も含んでおりまして、
0:24:38	今ましよう固体廃棄物は固体廃棄物の条文としてまとめていて、液体だったり期待だったり、それはそれらの廃棄物の条文としてひとまとめにしているところでも、ここの整理に関しましてはBWR、PWRともに共通の章立て条文で求めている。
0:24:57	ところで、従前からこのようにしているところがございます。以上です。
0:25:03	あります基調のドイですけれどもはい理解しましたのはい、ありがとうございます。私からは以上です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:25:16	設置規制庁ツカベですが 1.7 ページのところでの前回農村シノの方から聞いたと思うんですが、国会の御説明で
0:25:28	燃料取扱のところはするの、その一遍側の
0:25:34	要は同じこの説明だという点がもうなぜ形にならないといけないような気もするんですけども、2.5 万べ変更が要らないっていう御説明なのか、もう一度御説明いただけますか。
0:25:55	IAEA東北電、このトガシでございます。運転側の第 1 編におきましては、第 85 条燃料移動が記載がありますので、変更はございません。以上です。
0:26:16	ちょっとツカベです。そういう意味では一辺が 85 条では、
0:26:21	発電課長が、実際の燃料取扱をするのでということですか。
0:26:36	はい。東北電力を飛ばしてございます。運転段階では燃料移動として原子炉
0:26:45	あとはサイン後を燃料プール関東燃料移動がございまして、その状態で発電課長の職務として、
0:26:58	これは当直業務がございまして記載を残すものとなっております。
0:27:04	以上です。
0:27:10	規制庁ツカベですすいませんちょっともう一度評価認識しておきたいんですが、
0:27:16	当発電課長が実際に年度を
0:27:21	移動させる。
0:27:22	普通操作といいますかスイッチをしたりとかそういう作業を行う劣化残すんですね事ですかね。
0:27:40	IAEA東北電力のトガシでございます。おっしゃる通りでございます。以上です。
0:27:49	はい、わかりましたって降灰措置になるっているので、監視のところ全体は、運転に関する当直局で読みますというふうに私は理解しました。はい。
0:28:00	私から以上です。
0:28:07	すいません規制庁の止野です。ちょっと確認だけなんですけど、7 ページ目の変更理由の表の下に書いてある表のところの参画で書いてある認可っていうのは、これ保安規定の認可を行っているんでしょうか。
0:28:23	はい、東北電力のトガシです。その通りでございます。
0:28:44	2020 年の 5 月 17 日の認可のときに、
0:28:51	燃料取扱の中操警報時の対応操作、
0:28:56	所についての変更認可が終わったということなんですか。
0:29:13	当東北電力のイガラシです。
0:29:19	といたしますのさんおっしゃった通りで

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:23	ROPでこの 2020 年 9 月 17 日のROPの変更の際に、212 条の 2 マウンテンのであれば 12 条の 2 ということで運転管理業務、
0:29:34	定めておまして、そのときに、中央制御室における監視ですとか、警報発生時の対応操作というのはこの 212 条の 2 の中に規定して認可されているという状況でございます。以上です。
0:29:49	わかりました。今回の 105 条の変更というのは本来このときにやる必要があったってということですかね。
0:30:02	東北電力のイガラシです。その点に関しましては今シノさんがおっしゃった通り今になって振り返ってみると、このROPのときに見直しているのは、より適切な詰まったのかなと我々のほうでもそこは認識しておまして、
0:30:17	ただを少し言い訳みたいにもなるんですけども、このROPの時はまず検査制度移行ということで、そこを確実に反映しようというところに集中しておまして、ただ改めて今になって保安規定全体を見渡したときに、
0:30:34	今の発電第 2 章における発電課長入る廃止措置側の
0:30:39	燃料取扱ってという業務は 212 事象ができたことで、明確化されたよねというところが、理想としては確かにあろうというときに反映できてればという母屋我々もあるのですが、今回適正化させていただきました。以上です。
0:30:58	わかりました本来その部分の時点でこの変更というのをやるのがより適切だったんだけどということなので、今このタイミングで、この業務が変わるわけではないから、そこはその適正化ですってということなんですね。
0:31:15	次の段ですね。
0:31:17	東北電力のイガラシです。その通りでございます。はい。わかりました。私から以上です。
0:31:29	それでは規制庁側からの方の確認事項は以上なんですけれども、事業者から補足で何か説明することはありますでしょうか。
0:31:48	東北電力のイガラシです。内容のところではないんですけども前回の指摘踏まえまして資料のほうへ記載今回充実化させていただきまして特段中身のところでの指摘事項といえますか。今日の確認で、
0:32:07	一通りお指摘事項が解決したのかなと思っているんですねその認識は規制庁さんのほうも同じ認識でよろしかったでしょうか。
0:32:36	東北電力のイガラシです現時点でという意味でございます。規制庁鈍いですが、はい。そうですね。
0:32:46	前回のヒアリングのときに、こちらから
0:32:50	指摘したところは、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:55	こちらあの今回の新兄弟修正されているというふうで現時点のところでは特にですね。はい、追加の
0:33:04	指摘等はないと考えております。以上です。
0:33:27	よろしいでしょうか。
0:33:30	それでは特になければこれでヒアリングのほうは終わりたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。
0:33:48	東北電力のホンマと申します。よろしいでしょうか。
0:33:54	はい。お願いいたします。
0:33:57	はい。
0:33:58	ヒアリングの登用ありがとうございます。こんなの。
0:34:03	進め方としましては、
0:34:07	何か特段すべきこととか、いますでしょうか。ちょっとその辺を確認したくよろしくお願いいたします。
0:34:18	規制庁の止野です。我々のほうで今いただいた書類説明などを踏まえてもう一度申請内容について、認可できるかどうかというのを確認をしていくこととなりますので、この確認のその過程の中でもう一度改めてヒアリングで確認をする必要があると。
0:34:38	ということがあった場合には、こちらのほうから連絡をしてもう一度ヒアリングを必要に応じてやっていくということになると思っております。以上です。
0:34:49	東京電力の浜と申します。ありがとうございます。よろしくお願いいたします。
0:34:54	事業者からは以上です。
0:34:59	はい。
0:35:00	はい。それではこれでヒアリングのほうを終わりたいと思います。今日はどうもありがとうございました。
0:35:08	IAEA東北電力のトガシです。本日はありがとうございました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。